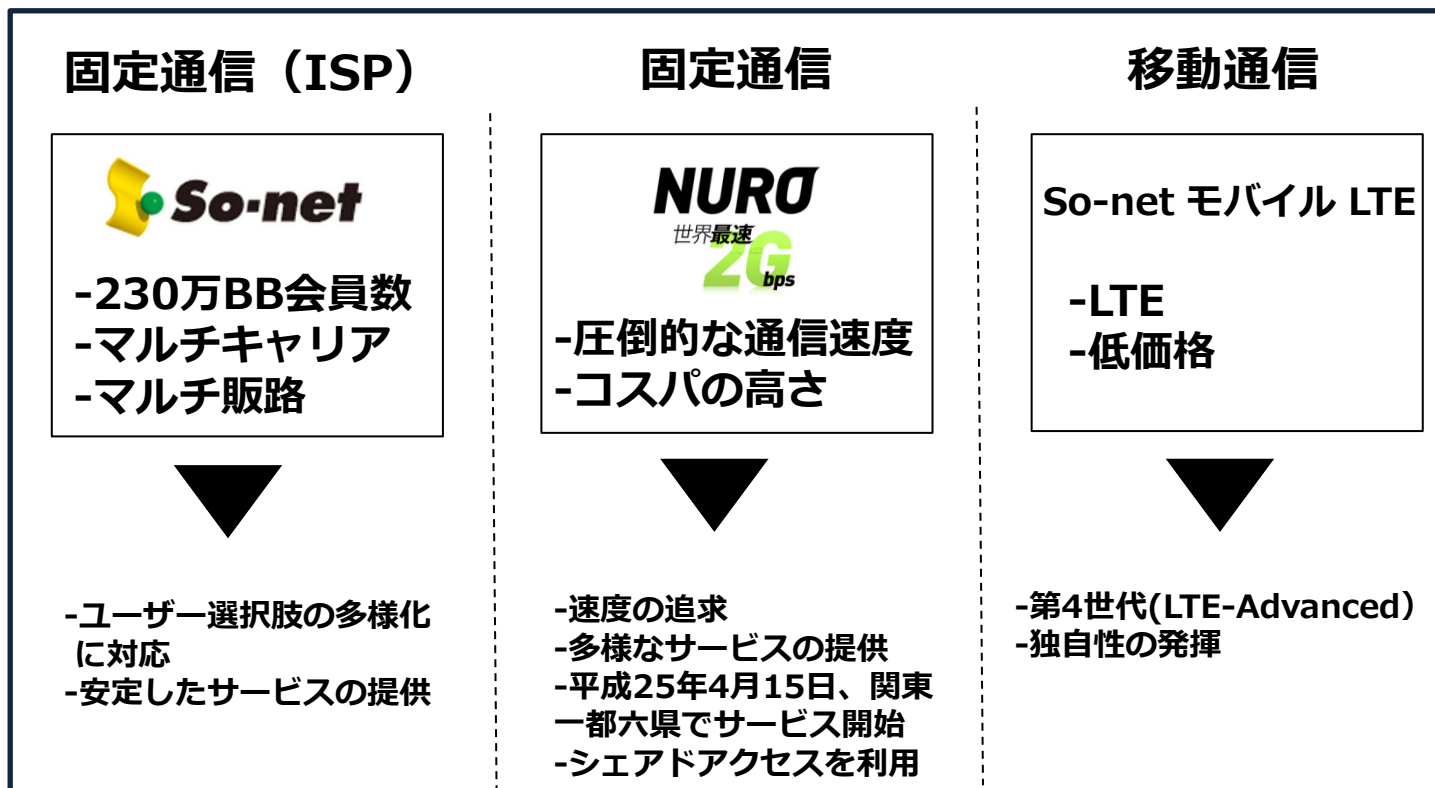


加入光ファイバに係る接続制度の在り方について



2015年3月19日
ソネット株式会社

- サービス開始 1996年1月
- 主要株主 ソニー株式会社 100%
- 事業セグメント ネットワーク事業



あるべき姿

「光配線区画」に設置されている局外スプリッタあたりの**利用者数（収容数）が増加**



「主端末回線」を複数の利用者で共用することにより、**利用者当たりの平均負担額が下がる**

現 状

同一「光配線区画」内での**利用者獲得が困難**



局外スプリッタあたりの**収容数（利用者数）が向上しない**



想定していた利用者当たりの**平均負担額が上がる**

課題

1. 「光配線区画情報」の精度が悪く「光配線区画」の特定が困難

- ・ NTT東西殿から接続約款に基づき有償提供される「光配線区画情報」は接続事業者が「光配線区画」の状況を知ることができる**唯一の情報源**である。

※ 「光配線区画情報」イメージ

(区画名)

(住所)

A00001 : 東京都品川区大崎 1 丁目 ● 番地 ● 号

A00002 : 東京都品川区大崎 2 丁目 ● 番地 ● 号

- ・ しかしながら誤情報が多く含まれており、その情報からは明確な「光配線区画」を接続事業者が**特定することは困難**である。



明確な**光配線区画が特定できない** (戦略的な利用者獲得が困難)



局外スプリッタあたりの**収容数 (利用者数) が向上しない**

誤情報が含まれた区画イメージ

「光配線区画情報」に含まれている誤情報により区画が正確に特定できない



NTT東西殿から接続約款に基づき有償提供される「光配線区画情報」の住所情報をプロットし外縁を囲ったイメージ
多くの誤情報が含まれており、複数の区画が重なりあって、区画を特定することが困難



2. 「光配線区画」が変更されてしまい収容数が向上しない

- ・「光配線区画」は**NTT東西殿によって決定**される。
- ・「光配線区画」は電線の地中化、区画整理など土地の変更等による要因により、その区画は変更されるが、施工面・安全面などの現場状況を**NTT東西殿が判断し変更される区画も存在**する。（NTT東西殿に委ねられている）
- ・区画が変更されたことは**接続事業者には通知されない**。
（正当な理由での変更であるか検証できない）



利用者宅への工事が完了しないと「**光配線区画**」が**確定しない**（変更されている可能性）



当初想定していた「**光配線区画**」と**異なる区画での開通**



局外スプリッタあたりの**収容数（利用者数）が向上しない**

結 論

「光配線区画」に係る物理的な課題以外にも、NTT東西殿の運用上の課題も存在する

1. 「光配線区画情報」の精度が悪く光配線区画の特定が困難

⇒ **接続事業者が「光配線区画」を特定できる情報が提供されていない**

【要望】

- ・「光配線区画情報」の精度を向上させ、区画特定が容易に行えるよう見直しの検討
- ・接続事業者が区画を明確に特定できる他情報の提供または方法等の検討

2. 「光配線区画」が変更されてしまい収容数が向上しない

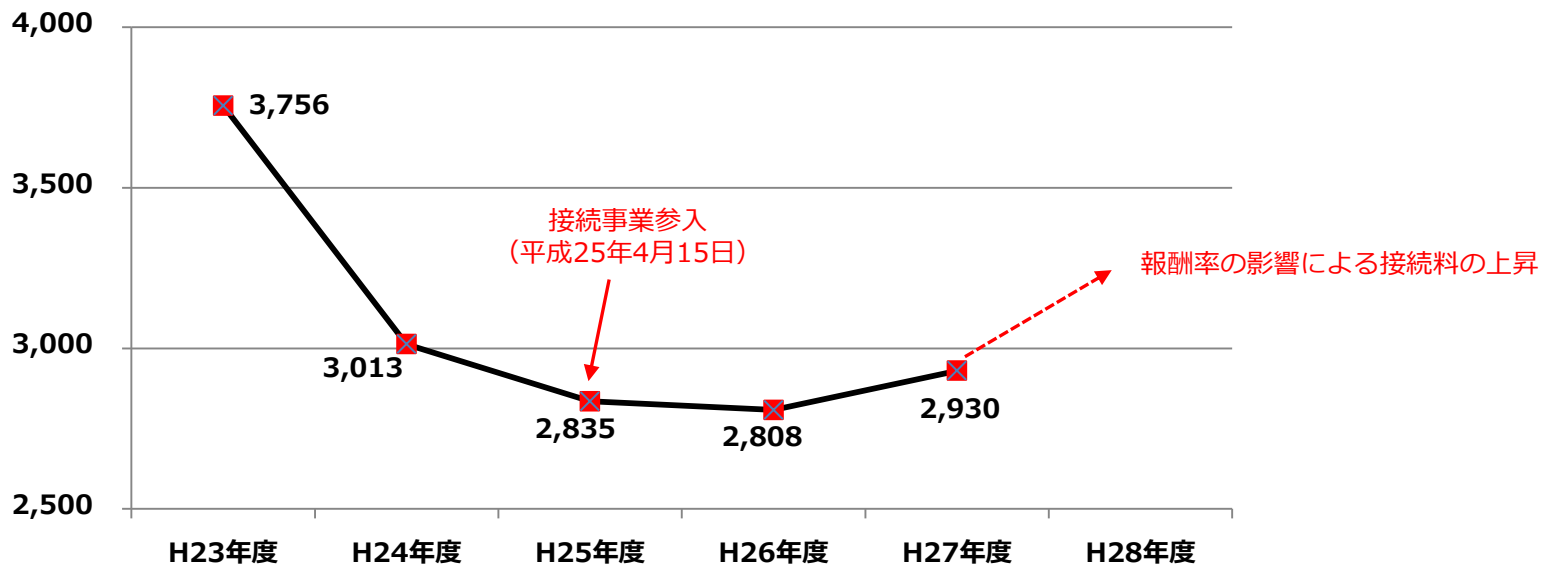
⇒ **NTT東西殿による「光配線区画」の運用実態を接続事業者が把握できない**

【要望】

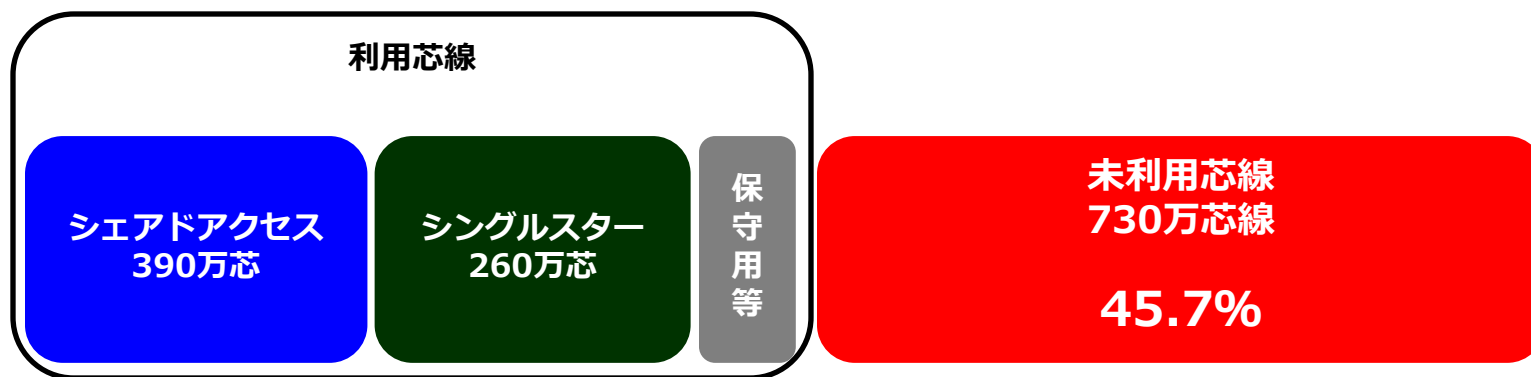
- ・「光配線区画」が変更された場合の接続事業者への通知等の検討
- ・「光配線区画」の運用の透明性確保のため、区画の変更要因等の開示及び検証

加入光ファイバ接続料について

- ・ 報酬率上昇の影響により来年度以降の接続料の上昇が想定される
- ・ 接続料の低廉化が新規接続事業者の参入を容易にさせ、ひいては、光ファイバの公正競争を促進させると考えられる
- ・ 局外スプリッタあたりの「光信号分岐端末回線」の収容数（利用者数）が向上しない状況で接続料が上昇傾向では事業の拡大は困難であり、縮退の検討も必要となる



- ・ 収容数が向上しない状況下で、現行の算定方法での接続料の上昇傾向が継続するのであれば算定方法等の見直しの検討が必要と考える
- ・ 「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申において、加入光ファイバに係る接続制度の在り方について検討する際に考慮すべき点として「未利用設備に係る費用や共通経費等に関する負担の在り方」が挙げられている
- ・ 全体の45.7%を占める730万芯線の**未利用設備に係る費用に関する負担の在り方**については、早急に十分な検討を行う必要があると考える。



ヒアリング項目に対する個別回答

1. 総論

ヒアリング項目	回答
<p>①第二次答申後の取組に関する評価について</p> <p>これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組の成果をどのように評価すべきか。</p> <p>※ 第二次答申は、光配線区画の見直しを、「他事業者が借りる加入光ファイバ回線の収容率を高めやすくなるという意味で、競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応」と位置付けた。答申後の取組は、こうした観点から成果を上げているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 光配線区画の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西殿において隣接する光配線区画（2区画）を統合する、いわゆる「光配線区画の見直し」を進めているが、その実績はNTT東日本殿のエリアで約0.9%、NTT西日本殿のエリアで約3.1%程度と現時点では成果が現れていない。 ・ NTT東西殿が設置される「光配線区画」は、接続事業者にとって事業を継続していく上で最も重要な要素のひとつと考えるので、光配線区画の統合をより一層推進すべき。 ■ 接続事業者向け光配線区画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接する2つの区画を統合することが目的となり、統合される世帯数は考慮されていない。その結果、過少な世帯数（2～5世帯程度）の区画を2つ統合した4～10世帯程度の統合区画が存在する。 ・ 区画を統合することを目的とせず、局外スプリッタあたりの対象世帯数を増加させ、収容率が向上するように、過少な世帯数の区画を含む2つ以上の複数区画を統合することによる対象世帯数の増加を目的とすべき。
<p>②接続事業者の参入を容易にするための更なる措置について</p> <p>これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組の成果を踏まえて、接続事業者の参入を容易にするための更なる措置を検討する必要があるか。</p>	<p>「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組などの措置も重要と考えるが、加入光ファイバに係る接続料が新規参入を決定する最も重要な要素である。</p> <p>接続料の低廉化が新規接続事業者の参入を容易にさせ、ひいては、光ファイバの公正競争を促進させると考えられる。</p>

ヒアリング項目に対する個別回答

ヒアリング項目	回答
<p>③「光配線区画」における利用者獲得の現状について</p> <p>「光配線区画」の中で、多くの利用者を獲得することが現状で困難なのはなぜか。また、課題を解消するためにどのような措置が考えられるか。</p>	<p>「光配線区画の現状と課題について」で記述したとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「光配線区画情報」の精度が悪く光配線区画の特定が困難 接続事業者が「光配線区画」を特定できる情報が提供されていない <p>【要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「光配線区画情報」の精度を向上させ、区画特定が容易に行えるよう見直しの検討 接続事業者が区画を明確に特定できる他情報の提供または方法等の検討 <ol style="list-style-type: none"> 「光配線区画」が変更されてしまい収容数が向上しない NTT東西殿による「光配線区画」の運用実態を接続事業者が把握できない <p>【要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「光配線区画」が変更された場合の接続事業者への通知等の検討 「光配線区画」の運用の透明性確保のため、区画の変更要因等の開示及び検証 <p>上記事項の改善が図れない場合、局外スプリッタあたりの「光信号分岐端末回線」の収容数（利用者数）が向上しない状況となることが確実なものとなるため、現行と異なる接続料の検討などを行うべきである。</p>
<p>④提供エリアの拡大について</p> <p>F T T Hサービスの世帯カバー率はどの程度か。また、今後、提供エリアを拡大する予定はあるか。拡大する場合、自己設置による拡大と、接続による拡大のどちらが選択されるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年12月時点の世帯カバー率はサービス展開を行っている関東一都六県で54%。 今後の予定及びその形態については、事業開始から間もないため、現時点での判断は困難である。
<p>⑤「サービス卸」との関係について</p> <p>NTT東西が「サービス卸」を始めたことが、今回の議論にどのような影響を及ぼすのか。</p>	<p>「サービス卸」とは異なる付加価値サービスの提供を接続事業では提供が可能である。今回の議論には影響を与えないと考える。</p>

2. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方

ヒアリング項目	回答
<p>①収容率の向上に対するインセンティブについて</p> <p>接続事業者の参入によって、収容数の少ない主端末回線が増えると、設備利用効率が低下するとともに、設備投資インセンティブが損なわれるという懸念に対応するため、収容率の向上に対する何らかのインセンティブが必要か。</p> <p>※ 現行の接続料の算定方法では、収容数を増やせば利用者当たり平均接続料が低くなるため、収容率を向上させるインセンティブが働く。算定方法を見直すとしても、収容率の向上に向けたインセンティブが働くようにする必要はあるか。</p>	<p>「光配線区画」に設置されている局外スプリッタあたりの「光信号分岐端末回線」の収容数向上が、接続事業者の採算性向上に大きく寄与し、公正競争をより促進することにより、ひいては、ユーザの利便性の向上となる。</p> <p>そのため局外スプリッタあたりの対象世帯数を増やすことが最も重要な事項であり、収容数の少ない主端末回線が増加しないよう、現実的に収容数を増やせる環境を整備することを最優先とすべきである。</p>
<p>②接続料原価を構成する個別費用の分析について</p> <p>接続料の算定方法については、現行の方法では全ての費用が主端末回線数（芯線数）に連動することが前提とされているが、未利用芯線に係る費用や共通経費を含む個別の費用が何に連動して発生しているかをより精緻に分析する必要があるか。</p> <p>※ 接続料の体系は、制度上、費用の発生の様態を考慮し、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定することを原則としているが、上記のような前提（全ての費用が主端末回線の芯線数に連動）を置くことに合理性はあるか。</p>	<p>現行の算定方法で検討ができる光ファイバの耐用年数の見直し等の検討を早急に行うべきと考えるが、全ての費用が主端末回線の芯線数に連動することが合理的であるかの検証も含め、接続料原価を構成する個別費用についても、分析を行いその在り方について検討を進めるべきである。</p> <p>特に「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申において、加入光ファイバに係る接続制度の在り方について検討する際に考慮すべき点として挙げられている、730万芯線の未利用設備に係る費用に関する負担の在り方については、十分な検討行うべきと考える。</p>

3. その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方

ヒアリング項目	回答
<p>具体的な課題と対応について</p> <p>加入光ファイバに係る接続料の算定方法以外で、具体的にどのような競争政策上の課題があるか。また、課題への対処としてどのような対応が必要と考えられるか。</p> <p>※ パブリックコメントでは、NTT東西が設置したシェアアクセス方式の加入光ファイバを、接続事業者が「接続」により利用してFTTHサービスを提供する際に、光配線区画がNTT東西により変更（分割）されてしまう、提供される情報だけでは光配線区画の明確な把握が困難であるといった指摘があるが、具体的にはどのような課題か。</p>	<p>「光配線区画の現状と課題について」での回答とする</p>

